

## 令和3年度 第1回東海村固定資産評価審査委員会 会議録

- 日時 : 令和3年10月7日(木) 午前10時から午前11時
- 場所 : 東海村役場 行政棟 205会議室
- 出席者 : 伊藤宰委員 萩谷清美委員 ※佐藤富夫委員長は欠席  
税務課 津野田補佐 川上係長
- 事務局 : 総務課 大内課長 須藤課長補佐 星野係長 福地主事
- 議題 : (1) 委員長の選出について  
(2) 令和3年度 不服申立て件数について  
(3) 令和3年度 縦覧及び閲覧結果について  
(4) 税務課の取組状況等について  
(5) その他
- 結果 : (1) 委員長:伊藤宰委員長  
委員長のあらかじめ指定する代理委員:萩谷清美委員  
(2) 不服申立てなし  
(3) 閲覧件数38件, 縦覧者件数0件  
(4) 報告: 令和3年度納税通知書発送後の問合せ内容, 未評価家屋の全棟調査, 課税誤りによる還付について  
(5) 固定資産評価の仕組みについての説明

### 《 会 議 録 》

<b>1. 開会</b>	
<b>2. 総務課長補佐挨拶</b>	
大内課長	<p>本日はお忙しい中、令和3年度東海村固定資産評価審査委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。私はこの4月に総務課長を拝命しました大内と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>村では、平成12年度以降一度も審査申出が無いという状況が続いております。今年度も申立てはございませんでした。これは税務課資産税担当がしっかりとした住民対応をしていることの成果であると考えられますので、担当者には引き続き丁寧な対応をしてもらいたいと思います。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様におかれましては、委員会の趣旨をご理解いただいた上で慎重な御審議と貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
<b>3. 議題</b>	

<b>(1) 委員長の選出について</b>	
星野係長	事前に佐藤委員から申出があった通り、今年度12月に佐藤委員の任期が切れることに伴い、佐藤委員に委員長を委任することができない事情があります。そのため、事務局としましては、伊藤委員を委員長に推薦したいですが、よろしいでしょうか。
伊藤委員	承知しました。
星野係長	それでは、委員長については伊藤委員にお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。
萩谷委員	異議なし。
星野係長	ありがとうございます。それでは、新委員長となりました伊藤委員長の方から一言御挨拶をいただきたいと思います。
伊藤委員長	委員長になりました伊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。
伊藤委員長	委員長代理につきましては、萩谷委員にお願いいたします。
萩谷委員	分かりました。よろしくお願ひいたします。
<b>(2) 令和3年度 不服申立て件数について</b>	
星野係長	今年度の不服申立ては0件でありました。
<b>(3) 令和3年度 縦覧及び閲覧結果について、(4) 税務課の取り組み状況等について</b>	
川上係長	令和3年度の名寄せ閲覧件数は、個人17件、法人21件、合計38件であり、そのうち窓口申請が21件、郵送申請が17件でした。閲覧の対象となった資産の種類は、複数の資産を有している場合もあるので申請件数と表中の件数が一致していませんが、土地26件、家屋33件、償却資産2件の合計61件でした。数字としては例年通りです。 価格等縦覧帳簿の縦覧については、0件でした。
津野田補佐	続いて、税務課の取り組み状況について説明させていただきます。 令和3年度の納税通知書発送後の問合せにつきましては、税額が上がった理由や、納税通知書が届かないといった問合せが39件ありました。そのうち電話での問合せが29件、窓口直接来られた方が10件でした。 続きまして、未評価家屋の全棟調査でございます。課税対象の可能性のある調査されていない建物(物置、増築等)につきまして、税の公平性の観点から調査を行っています。全棟調査につきましては、平成27年度から年度ごとに重点地区を決めて現地調査を行っています。今年度は白方地区を重点地区としており、来年度は須和間地区の予定です。現在のところ原研通りの北側が完了しつつあります。 最後に、課税誤りによる還付についてです。4月下旬、県内他自治体での1億円以上に及ぶ固定資産税課税誤りの報道を受け、村でも確認作業を進めたところ、2件の課税誤りにより、固定資産税、都市計画税及び国民健康保

	<p>除税を過大に課税していたことが確認されました。1件目につきましては、増築に伴って評価処理した家屋の増築部分について、課税台帳の建築年の入力漏れにより、経年原点補正率の計算が正しくされておらず、過大に課税していた家屋が2棟(2名)確認され、404,800円を還付しました。2件目につきましては、東日本大震災の影響により被害の認定を受けた家屋について、平成27年度から平成29年度までの3年間、認定内容に応じた損耗原点補正率の入力が漏れていたことにより計算が正しくされず、過大に課税していた家屋が38棟(30名)確認され、2,799,800円を還付しました。いずれのケースも、6月中旬から該当者に戸別訪問を行い、7月中に還付処理が完了しております。</p>
<b>(質疑応答)</b>	
萩谷委員	課税誤りについて、入力漏れが原因とのことだが、チェック体制はどのようにしていたのか。
津野田補佐	複数人でダブルチェックを行ってございました。今回の件は、職員がシステムの扱いに慣れておらず、確認の精度を欠いたのが原因です。
伊藤委員長	全棟調査について、何を比較して未評価家屋を見つけているのか。
津野田補佐	課税台帳の図面と最新の航空写真を比較して、新たに建てられた建築物等の有無について確認し、ズレがあったら調査を行っています。本来は、重点地区を決めずに村全域を調査すべきなのですが、人員的に1,000～2,000箇所が限界のため地区を限定しております。
<b>(5) その他</b>	
川上係長	<p>令和2年12月から新たに萩谷委員が固定資産評価審査委員となりましたので、税務課から固定資産評価の仕組みについて改めて説明をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;&lt;説明省略&gt;&gt;</p>
<b>4. 閉会</b>	
伊藤委員長	本日予定されていた議題は以上です。ありがとうございました。